

**第3次高槻市障がい者基本計画
並びに高槻市第8期障がい福祉計画及び第4期障がい児福祉計画
策定支援業務委託仕様書**

1 委託業務名

第3次高槻市障がい者基本計画並びに高槻市第8期障がい福祉計画及び第4期障がい児福祉計画策定支援業務

2 業務の目的

本市においては、障害者基本法に基づく障がい者基本計画、障害者総合支援法に基づく障がい福祉計画、児童福祉法に基づく障がい児福祉計画の策定にあたり、現行計画を評価し、令和7年度に実施したアンケート調査により明らかとなった障がい児(者)の生活上の課題・住民ニーズや、サービス利用実績の分析、計画素案の作成支援等を行うことにより、本市の実情を踏まえた実効性の高い計画の策定を支援することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 委託業務内容

(1)現況把握・課題整理

- ①令和7年度に実施した当事者アンケート調査結果及び障がい当事者団体、障がい福祉サービス事業所等に対するアンケート調査結果(以下アンケート結果)から、本市における検討課題等の抽出や考察、改訂前計画の総括を行い、次期計画に反映する。
- ②本市の障がい者施策の実施状況並びに本市の人口や障がい者手帳取得状況の推移及び障がい支援区分の認定状況等の取り巻く状況を把握するとともに、現行計画について、事業の進捗状況、目標数値の達成度等について検証を行い、次期計画の策定へ向けた課題の整理を行う。
- ③特に、国及び大阪府における障がい者施策の動向や指針等を調査・整理し、本市の計画に盛り込むべき内容について整理する。
- ④大阪府の計画、本市の関連計画との整合性を図り調整する。
- ⑤他市区町村との比較による本市の状況等の分析及び課題に対する対策の提案を行う。

(2)ヒアリング調査業務(想定時期:令和8年5月～7月)

- ①障がい福祉サービス等のニーズ把握のため、障がい者やその家族等の障がい者団体、障がい福祉サービス事業者等へのヒアリング調査を実施する。
 - ・障がい者やその家族等の障がい者団体等 計2回
 - ・障がい福祉サービス事業者等 計3回
- ②ヒアリング対象者は発注者が選定する。発注者が行うヒアリング調査の項目への専門的・技術的な助言及びヒアリング調査に同席し記録及び調査要旨を作成・提出する。
- ③ヒアリング調査報告書の作成(想定時期:令和8年8月)
ヒアリング調査から得られた障がい福祉サービス等へのニーズを整理すること、課題を適切に抽出し、課題を報告書にまとめる。

(3) 計画策定支援業務（想定時期：令和8年5月～令和9年3月）

- ① 国の動向や大阪府の計画策定状況の情報収集及びこれらの情報提供
- ② ①に基づく基礎資料の作成・提出、①及び本市の提供するアンケート調査結果の整理、成果目標値及び成果目標達成に向けた効果的な取り組みの提案、サービスの利用対象となる対象者の推計、成果目標を達成するために必要となる各障がい福祉サービス等の見込量（以下「見込量」という。）の算定及びサービス提供体制の確保策についての提案。なお、見込量の算定は、障がい種別毎、障がい児、難病それぞれの算定も作成・提出すること。
- ③ 以下の内容に係るコンサルティング支援
 - ・ 今後公表される国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方に基づく成果目標値の設定及び成果目標の達成に向けた取り組み
 - ・ 計画の各方向性について現状・課題、取り組みの方向性を見直しの提案
 - ・ その他、計画策定過程における障害者や関係者等からの意見への対応のため、発注者の求めに応じた専門的・技術的な助言・支援、検討資料の作成支援及び付随資料の作成・提出
- (4) パブリックコメントの実施における公表案の作成補助及び印刷、意見集約と整理、結果公表等における補助及び支援（想定時期：令和8年12月～令和9年2月）
- (5) 高槻市社会福祉審議会障がい者専門分科会への参画と運営支援
本番と事前打ち合わせ 計6回程度（想定時期：令和8年6月～令和9年3月）
- (6) 高槻市自立支援協議会協議会等への参画及び運営支援
 - ① 高槻市自立支援協議会（総会）
本番と事前打ち合わせ 計6回程度（想定時期：令和8年6月～令和9年3月）
 - ② 高槻市障がい者計画策定ワーキング
本番と事前打ち合わせ 計8回程度（想定時期：令和8年6月～令和8年10月）
 - ③ 協議会等の会議に必要となる情報収集及び資料作成補助
 - ④ 協議会等での意見の集約や整理、検討結果から得られる課題項目等に対して分析し、専門的・技術的な助言の実施及び付随資料の作成・提出
 - ⑤ 協議会等の会議録及び議事要旨の作成・提出（概ね1週間以内で本市担当者が定める期限）
- (7) 次期障がい者計画（案）並びに次期障がい福祉計画及び障がい児福祉計画（案）の作成への支援
 - ① 社会福祉審議会、自立支援協議会等での検討・協議内容を受けた次期障がい者計画及び並びに次期障がい福祉計画及び障がい児福祉計画（案）（以下「次期計画（案）」という。）の作成及び付随資料の作成・提出
 - ② 次期計画（案）の概要版の作成及び付随資料の作成・提出
 - ③ 次期計画（案）概要版の点字版の作成
なお、上記の次期計画（案）の記載表現等について、わかりやすく見やすいものに工夫する。
- (8) 次期障がい者基本計画並びに次期障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の作成・印刷
 - ① 市民にとって親しみやすく、かつわかりやすいものとなるように計画書全体のレイアウト及びデザインを整え、イラストや図表を挿入するとともに、書式はユニバーサルデザインフォントを基本とする。
 - ② 概要版には音声コード（「切り欠き」加工）を付すことにより、障がい特性に応じた配慮をすること。

(9) 成果物(印刷製本費は委託料に含む)

No.	成果品	仕様・形式	部数	納品期限
1	第3次高槻市障がい者基本計画(案) パブリックコメント用本編冊子	A4版、1色刷り、100 項程度 表紙＝上質紙 110kg、 中紙＝上質紙 55kg、	120 部	R8.12.上旬 ※別途指示
2	第3次高槻市障がい者基本計画(案) パブリックコメント用概要版	A4版、1色刷り、8項程度、 上質紙 110kg、Uni-Void コード、「切り欠き」加工	120 部	R8.12.上旬 ※別途指示
3	高槻市第8期障がい福祉計画及び 第4期障がい児福祉計画(案) パブリックコメント用本編冊子	A4版、1色刷り、100 項程度 表紙＝上質紙 110kg 中紙＝上質紙 55kg	120 部	R8.12.上旬 ※別途指示
4	高槻市第8期障がい福祉計画及び 第4期障がい児福祉計画(案) パブリックコメント用概要版	A4版、1色刷り、4項程度、 上質紙 110kg、Uni-Void コード、「切り欠き」加工	120 部	R8.12.上旬 ※別途指示
5	第3次高槻市障がい者基本計画書	A4版、1色刷り、100 項程度 表裏紙＝色上質紙・最厚口、 中紙＝上質紙 90kg、 無線綴じ、背表紙に計画名	700部	R9.3.31
6	第3次高槻市障がい者基本計画書 概要版	A4版、フルカラー、8項程度 上質紙 110kg、Uni-Void コード、「切り欠き」加工、 中綴じ	1,000部	R9.3.31
7	高槻市第8期障がい福祉計画及び 第4期障がい児福祉計画書	A4版、1色刷り、100 項程度 表裏紙＝色上質紙・最厚口、 中紙＝上質紙 90kg、 無線綴じ、背表紙に計画名	400部	R9.3.31
8	高槻市第8期障がい福祉計画及び 第4期障がい児福祉計画書 概要版	A4版、フルカラー、4項程度 上質紙 110kg、Uni-Void コード、「切り欠き」加工、 2つ折り	500部	R9.3.31
9	サービス見込量等の算出元 データ	Excel 形式		R9.2.28
10	グラフデータ	Excel 形式		R9.2.28

・上記 No.1～8 は Word、Excel、PDF 等のデータ形式(CD-R)でも提出すること。なお、No.1～4は印刷製本前にデータ形式で事前に提出すること。

5 本業務における実施体制及び実施計画書の提出

・契約締結後、速やかに管理技術者を及び担当技術者（以下「技術者等」という。）を定め、それらの氏名、資格、経歴概要等を記載した業務従事者名簿(様式1号)を本市に提出する。また、技術者等を

変更したときも同様とする。

- ・技術者等は、本委託業務に精通した者を配置する。
- ・本業務委託期間中において、業務着手時、中間打ち合わせ時、業務完了時、その他本市が重要とする際には、管理技術者が立ち会う。
- ・管理技術者は、委託業務実施計画書(工程表)を立案し、本市に提出のうえ、管理統括を行う。

6 業務実施における連絡・協議等

本業務委託期間中、本市と緊密な連絡を保ち作業を行うとともに、工程ごと及び定期的に進捗状況を本市に報告しなければならない。

7 成果品の提出及び検査

受注者は、本業務委託が完了したときは、委託業務実施報告書及び成果品を提出し、検査を受ける。成果品納入後に発生した、受注者側の責めによる不備が発見された場合は、無償で、速やかに必要な措置を講ずる。

8 著作権の帰属

本業務委託で作成された報告書等の著作権については、ホームページに掲載することも含め本市に帰属する。

9 その他

- ・受注者は、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守し、業務上知り得た情報等を他に漏らしたり、委託の範囲を超えて利用したりしてはならない。また、契約終了後も同様とする。受注者の責により秘密が漏洩し、発注者が損害を受けた場合、その損害に対し賠償する責を負うものとする。
- ・受注者は、本業務の一部を第三者に再委託をする場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、発注者の承諾を得る必要がある。
- ・本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議して定める。

以上